

第 26 号

旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 24 年 11 月 26 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 旧吉野川流域下水道 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市かちどき橋一丁目41番地
財団法人 徳島県建設技術センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。